

仙台(4/10)・仙台(4/28)・高崎(5/1)・千葉(5/1)
続く組織拡大!「1年間見えてきて 国労加入を決めました」
5/2 山形連合分会 女性社員 加入歓迎会



(組合員の購読料は組合費に含まれます)
 港区新橋5-15-5 交通ビル
 国労東日本本部
 発行責任者 松井正義
 編集責任者 伊藤隆夫

No. 764 定価 20円
 2015年 5月20日

構えず気楽に大胆に
国労加入を
 呼びかけよう

QRコードからでも閲覧できます
<http://www.e-nru.com/>



新年度に入り、4月10日に仙台地本・山形県支部で23才の女性社員が加入。続く4月28日には仙台地本・福島県支部で36才、5月1日には高崎地本・前橋支部で60才、同日には千葉地本・千葉支部で55才の仲間の加入と連続した拡大が図られています。引き続き、組織拡大に全力を挙げましょう!
 今号は、①山形県支部加入歓迎会、②メーデー、③5・3憲法集会、④J R東日本会社より示された「住環境制度の改正について」の内容を掲載します。

5月2日、仙台地本・山形連合分会は国労加入された大友麻美さん(4月10日加入)の加入歓迎会を開催しました。
 大友さんは昨年4月に入社後、未加入で、まずは仕事を覚える事を基本に、組合に関係なく教えられながら努力してきました。一年が経過し、組合を考えた時に、入るなら国労の方が良いのではと考え、声をかけられた事もあり、加入を決めました。

歓迎会は、長谷川分会長から歓迎の言葉が述べられ、続いて宮崎東日本本部副委員長、大沼仙台地本委員長からも歓迎の言葉と分会の取り組みに対するお礼が述べられました。そして、湯浅東日本工務協議長の乾杯へと進みました。

5月1日、東京・日比谷野外音楽堂において、全労協を中心とした実行委員会主催による第86回日比谷メーデーが開催されました。

会場には約7000人(主催者発表)が集結。「働く者の団結で生活と権利、平和と民主主義を守ろう」をスローガンに、労働法制改悪反対・原発再稼働反対・集団的自衛権行使反対などを柱とし、

谷野外音楽堂において、全労協を中心とした実行委員会主催による第86回日比谷メーデーが開催されました。

実行委員長を務めた東京地本鎌田委員長が主催者を代表して挨拶を行い「メーデーに結集した皆様の力で、働く者の生活と権利、国際連帯の強化、世界恒久平和を守るために共に頑張りましょう」と訴えました。

集会後のデモ行進で、

「働く者の団結で生活と権利、平和と民主主義を守ろう」をスローガンに、労働法制改悪反対・原発再稼働反対・集団的自衛権行使反対などを柱とし、

会場には約7000人(主催者発表)が集結。「働く者の団結で生活と権利、平和と民主主義を守ろう」をスローガンに、労働法制改悪反対・原発再稼働反対・集団的自衛権行使反対などを柱とし、

第86回日比谷メーデー
5・3憲法集会



戦後70年を迎えた憲法記念日の5月3日、横浜・臨港パークにおいて、「平和といのちと人権を! 5・3憲法集会」戦争・原発・貧困・差別を許さない」が開催され、国労東日本本部からも参加をいたしました。

集会の呼び掛け人のひとりである作家の大江健三郎氏は、安倍首相が米国議会で行った集団的自衛権行使についての演説を「日本人の承諾・賛同を得たことはない」と強く批判。配付されたパンフに載せられた「『私たちが、『平和』と『いのちの尊厳』を基本に、日本国憲法を守り、生かします。集団的自衛権の行使に反対し、戦争のためのすべての法制度に反対します」という言葉が私たちの考え方の根本にある」と呼びかけました。

会場は3万人を超える参加者(主催者発表)で埋め尽くされ、「憲法を守ろう!」という思いでまとまりました。

「住環境制度の改正」 JR東日本会社より説明される

国労東日本本部は4月21日、住環境制度の改正について、JR東日本より説明を受けました。

今回の改正は、「社員の持家取得を推進するとともに、社宅利用者と社宅以外に居住する社員の受益格差の是正、及び社宅の利用機会均等を推進するため、段階的に住環境に関する制度を改正する。」とし、具体的には「1 住宅援助金制度の改正」、「2 住宅ローン支援制度の改正」、「3 カフェテリア・プラン制度の改正」、「4 社宅制度の改正」、の改正を行うとしています。また、実施時期については、早いものでは平成27年4月1日に遡り実施するとしています。

国労東日本本部としては、社員・家族の生活設計に直結する住環境という重大な問題であるとともに、不明な点も多いことから、解明も含めてJR東日本会社に求めていくこととします。



【住環境制度の改正について】平成27年4月 <会社資料より>

社員の持家取得を促進するとともに、社宅利用者と社宅以外に居住する社員の受益格差の是正、及び社宅の利用機会均等を推進するため、段階的に住環境に関する制度を改正する。

1 住宅援助金制度の改正

- (1) 所有住宅支援一時金 20 万円の新設
(実施日:平成 27 年 4 月 1 日)
新たに持家を購入し、所有住宅援助金を初めて申請する者に支給する。
- (2) 賃貸住宅援助金の給付期間制限 (15 年) の導入
(実施日:平成 34 年 4 月 1 日)
給付期間を通算し、15 年 (180 ケ月) までとする。
- (3) 賃貸住宅援助金の地域区分の変更
(実施日:平成 27 年 4 月 1 日)
賃貸住宅援助金及び住宅ローン支援の特定給付地域の区分を統一する。※特定地域の拡大



2 住宅ローン支援制度の改正 (実施日:平成 27 年 4 月 1 日)

- (1) 対象融資の制限廃止
フラット 35 等の公的住宅融資も支援の対象とする。
- (2) 対象者の拡大
寮に居住する単身赴任者も住宅ローン支援の対象とする。



3 カフェテリア・プラン制度の改正 (実施日:平成 27 年 4 月 1 日)

- (1) 財形 (住宅) 貯蓄支援項目追加
財形 (住宅) 貯蓄加入者にカフェテリア・プラン 30 ポイント使用で 3,000 円/年を支援する。



4 社宅制度の改正

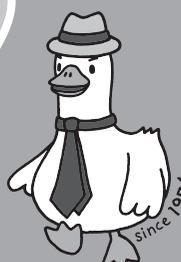
- (1) 社宅居住期間制限 (15 年) の導入
(実施日:平成 34 年 4 月 1 日)
原則として昭和 62 年 4 月以降の社宅居住期間を通算し、15 年に達する日の属する年度末までとする。ただし、以下の特例措置を講ずる。
① 転勤に伴う持家からの転居の場合、適用除外
② 転勤に伴う社宅からの転居の場合、7 年間の期間延長が可能
③ 社会通念上期間延長が必要と認めた場合、必要な期間延長が可能
※②、③の場合、延長期間の使用料金につき、特例傾斜家賃 (35 歳以上 1.5 倍、40 歳以上 2.0 倍、45 歳以上 2.5 倍、50 歳以上 3.0 倍) を適用する。
- (2) 社宅及び寮の使用料金の定期的な見直し
(実施日:平成 28 年 4 月 1 日)
3 年毎に消費者物価指数の変動状況等を勘案し、使用料金の見直しをする。
- (3) 一部の社宅使用料金に設備費相当を加算
(実施日:平成 28 年 4 月 1 日)
社宅間の設備相違による不公平感を是正するため、昭和 62 年 4 月以降設置された社宅の使用料金に 1,000 円/月を加算する。
- (4) 社宅及び寮の使用料金地域区分の変更
(実施日:平成 28 年 4 月 1 日)
社宅及び寮の使用料金地域区分を、第 1 項第 3 号の賃貸住宅援助金及び住宅ローン支援の地域区分に統一する。
※平成 28 年 4 月 1 日以降の入居者から適用

5 実施時期

- 平成 27 年 4 月 1 日
 - ・所有住宅支援一時金 20 万円の新設
 - ・賃貸住宅援助金の地域区分の変更
 - ・住宅ローン支援対象融資の制限廃止
 - ・住宅ローン支援対象者の拡大
 - ・財形 (住宅) 貯蓄支援項目追加
- 平成 28 年 4 月 1 日
 - ・社宅及び寮の使用料金の定期的な見直し (初回)
 - ・一部の社宅使用料金に設備費相当を加算
 - ・社宅及び寮の使用料金地域区分の変更
- 平成 34 年 4 月 1 日
 - ・社宅居住期間制限 (15 年) の導入
 - ・賃貸住宅援助金の給付期間制限 (15 年) の導入

通院・入院・抗がん剤・診断一時金
NEW/
新生きるためのがん保険 Days

女性特有のがんにも手厚い
NEW/
生きるためのがん保険 Days



最新のがん保険、
新登場。
アフラック
Since 1974

はじめてダック

■募集代理店 (アフラックは代理店制度を採用しております)
アベニール株式会社
TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。
(引受保険会社)
アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)
東京第二法人営業部
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17F
Tel.03-3344-1429 Fax.03-3344-4036
AF広宣課-2014-0044-1412506 8月25日